

公 示

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の  
地方運輸局長が指定する運行回数について

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の規定に  
基づき、一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行回数を下記のとおり指定する。

なお、この指定は平成14年2月1日から施行する。

平成13年12月26日

四国運輸局長 波多野 肇

記

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の  
14第1項第3号の指定運行回数 10回  
(但し、競合系統を有する系統を除く。)

附 則

道路運送法施行規則第6条第1項第9号の回数の指定について」(昭和61年  
1月22日四運自公第4号)は、平成14年1月31日限りで廃止する。